

**【問い合わせ先】**

交通部安全課長 池田 紀道  
TEL 082-251-5111 (内線 2620)



平成24年3月12日  
第六管区海上保安本部

## 水島港における新たな港内交通管制の導入について

### (港則法施行規則の一部改正)

本年7月1日から水島港において、AIS（船舶自動識別装置）を活用した新たな港内交通管制を導入します。

新管制を導入するため、港則法施行規則の一部を改正する省令が、本日公布され、水島港港内航路における事前通報規定を新設するとともに管制信号の意味の変更を行います。

AISを活用した新たな港内交通管制では、一定条件のもと、港長が認め指示した管制対象船（70m以上200m未満の船舶）は、港内航路において、管制船（200m以上の船舶）と行き会うことや管制船が水島航路（海上交通安全法）に入航する前に港内航路を出航することができるようになり、管制信号による待機時間の短縮が可能となります（詳細は、添付の日本語リーフレットを参照してください。）。

第六管区海上保安本部においては、今般の新たな港内交通管制等について、日本語、英語、韓国語、中国語版のリーフレット等を活用し、水島港及び付近海域を利用する関係者に広く周知することとしています。

※ 今後の予定

施行：平成24年7月1日

ただし、港則法第36条の3第2項に基づく水島港港内航路における事前通報については、平成24年6月1日から受け付けます。